



関係都道府県労働局

労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部安全課長

製造許可を受けていない第一種圧力容器及び個別検定
を受けていない小型圧力容器の取扱いについて

下記1の者が製造した下記2の第一種圧力容器及び小型圧力容器について、製造許可又は個別検定を受けていないにもかかわらず譲渡された事案が把握されたことから、所轄の千葉労働局から下記1の事業場に対して、別添1のとおり、譲渡済みのものについて、第一種圧力容器にあつては製造許可を、小型圧力容器にあつては個別検定を受けたものと速やかに交換するよう指導したところである。

については、別添2の各局管内の譲渡先の事業場に対し、下記3の事項について指導されたい。

記

1 製造者

(1) 名称

(2) 住所

(3) 電話

2 圧力容器の概要

(1) 第一種圧力容器

ア 名称

イ 型名

ウ 最高使用圧力

エ 内容積

(2) 小型圧力容器

ア 名称

イ 型名

ウ 最高使用圧力

エ 内容積

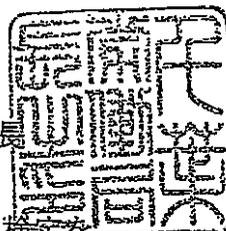
3 指導事項

- (1) 事業場で使用している上記2の第一種圧力容器及び小型圧力容器について、第一種圧力容器にあつては製造許可及び製造時等検査を、また、小型圧力容器にあつては個別検定を受ける必要があるため、製造者と協議すること。
- (2) 第一種圧力容器にあつては、労働安全衛生法第40条第1項に基づき、製造許可を受け、製造時等検査に合格して検査証が交付されるまでの間、また、小型圧力容器にあつては、同法第44条第6項に基づき、個別検定に合格して刻印が押されるまでの間、使用しないこと。

千労発基第754号
平成18年10月25日

代表取締役 [redacted] 殿

千葉労働局長



製造許可を受けずに第一種圧力容器の製造及び個別検定を受け
ないで譲渡した小型圧力容器の検定の実施等について

貴社製造の [redacted] (名称 [redacted] (以下「 [redacted] 」という。)

[redacted])
については、労働安全衛生法施行令第12条第2号の第一種圧力容器に該当するにもかかわらず、同法第37条に定める製造許可を受けずに昭和61年から平成12年の間に15台を製造し、かつ、譲渡し、さらに、 [redacted] については、同施行令第14条第4号の小型圧力容器に該当するにもかかわらず、同法第44条第1項の個別検定（以下「個別検定」という。）を受けずに譲渡されているものがあることは誠に遺憾である。

ついては、速やかに下記1の措置を講ずるよう勧告する。

なお、当該措置を実施するに当たっては、その措置内容について下記2のとおり報告されたい。

記

1 講ずべき措置

(1) 第一種圧力容器について

ア 既に譲渡した [redacted] について、労働安全衛生法第37条の製造許可を受けていない事業場が製造したことから、すべての譲渡先に当該 [redacted] は使用してはならないことを速やかに文書で通知すること。

イ 譲渡先の [redacted] について、製造許可事業場が製造したものと速やかに交換すること。

(2) 小型圧力容器について

ア 既に譲渡した [redacted] について、下記2により個別検定を受けるまでの間は、労働安全衛生法第44条第6項により [redacted] を使用してはならないことについて、すべての譲渡先に文書で通知すること。

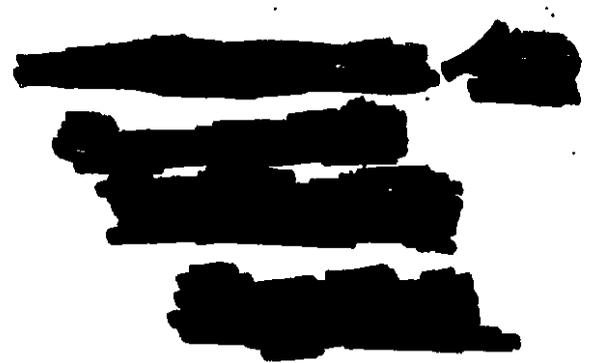
イ 個別検定を受けずに譲渡したすべての [redacted] について、個別検定を受けるか、あるいは譲渡先の [redacted] について個別検定を受けたものと速やかに交換すること。

2 報告事項

(1) 上記1の(1)のア及び(2)のアの措置については、譲渡先に通知する文面
報告期限 平成18年11月1日(水)

(2) 上記1の(1)のイ及び(2)のイの措置について、それぞれの譲渡先、基数及び製造許可事業場が製造したものととの交換時期の計画書並びに個別検定を受ける個別検定実施計画書

報告期限 平成18年12月27日



以下19頁不開示のため省略